

### 1. 施設経営法人に関する事項

- ①法人名 社会福祉法人 大慈厚生事業会
- ②法人所在地 兵庫県神戸市中央区東川崎町6丁目2番6号
- ③電話番号及びFAX番号 078-992-0065 (FAX 078-992-6568)
- ④代表者名 理事長 松井尚子
- ⑤設立年月日 昭和27年5月28日
- ⑥ホームページ <http://www.daijien.com/>

### 2. 施設の概要

- ①建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階
- ②建物の延べ床面積 6,800 m<sup>2</sup>
- ③併設事業

事業の種類	事業者指定	利用定数
通所介護	大慈デイサービスセンター	30名
短期入所生活介護	大慈弥勒園ショートステイ	15名
特別養護老人ホーム	大慈弥勒園	100名
訪問介護事業所	ヘルパーステーション大慈	
診療所	大慈診療所	

#### ④施設の周辺環境

神戸市営地下鉄 西神南駅より徒歩700m、緑に囲まれ落ち着いた雰囲気の中に施設があります。また、最寄駅周辺にはコープ西神南店のような大型店舗や、飲食店もあり都市の利便性と郊外の快適性を併せもった施設です。

### 3. ご利用施設の概要

#### ①施設の目的

老人福祉法（昭和38年法律第133号、以下「法」という）に定める養護老人ホームの業務を行い、同法の理念に基づき、高齢者が自立した生活を送れるよう適切に支援することを目的とします。

- ②施設の名称 養護老人ホーム 大慈吉祥園
- ③施設の所在地 兵庫県神戸市西区櫨谷長谷13番1号  
 交通機関 神戸市営地下鉄（西神南駅） 徒歩15分
- ④電話番号及びFAX番号 078-992-0065 (FAX 078-992-6568)
- ⑤施設長（管理者）名 濱田 美余子
- ⑥当施設の運用方針

時代の変遷にともない、福祉ニーズの変化を敏感に把握し社会の人々の為に、

良質な福祉サービスを提供すると共に、いつでも・どこでも・だれでもが必要な時に最善の福祉サービスを提供できるように日々、研究・努力する。併せて、老人福祉法及び介護保険法の理念・規則に則り、法人の設立精神である「和顔・愛語・上敬下愛」を基本方針として、高齢者の人権を尊重し、自立を目指して高齢者の精神的、身体的な援助を行う。

⑦開設年 昭和 37 年

⑧入所定員 70 名

#### 4. 居室等の概要

①居室の概要 当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

個室(1人部屋)	70室(洋室)	トイレ・洗面所・ベッド・寝具類(上下布団・枕・シーツ・枕カバー)・タンス(1棹)・床頭台・ナースコール・冷暖房完備
----------	---------	---

※収納タンスは容量が限られておりますので、スペースを確認し適量の持ち込みをお願い致します。

《居室の決定・変更方法について》

※ご利用者の希望・身体状況・居室の空き状況を勘案し、決定します。利用者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に添えない場合もありますのでご了承下さいませ。

②共用設備等 ※別フロアに設置している設備も含む

食堂(ホール)	談話室(2か所)	浴室
洗濯室	喫煙ルーム	職員室
静養室	医務室	機能訓練室

#### 5. 職員の配置状況

※養護老人ホームの指定基準

施設長(1名)	施設運営の管理を行います。
医師(1名と非常勤)	健康管理及び療養上の指導を行います。
生活相談員(1名)	入退所手続き、日常生活上の相談の対応や処遇計画、支援に対する調整を行います。
支援員(2名)	日常生活上の支援を行います。(1名は主任支援員)
看護職員(1名)	健康管理や療養上のお世話を行います。
栄養士(1名)	献立を立て栄養管理を行います。
事務職員(1名)	事務手続きを行います。

《勤務体制》

通常勤務(9:00~18:00) 夜勤勤務(16:00~10:00)2名 早出勤務1名・遅出勤務1名 を配置しています。

## 6. 処遇や提供している日常的サービスの概要

### ①食事

栄養士が栄養並びに身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

※自立支援の為、皆様には離床して食堂で食事を摂って頂くことを原則としています。(体調に応じて居室で摂取して頂くこともあります)

ご本人のお体の状態で、食事治療が継続的に必要と判断された場合、医師の指示に従って療養食を提供します。

朝食	7:20～8:15
昼食	12:00～12:45
夕食	18:00～18:45

### ②入浴

入浴又は清拭を原則週2回行います。

一般入浴(自立の方)	昼・夜 ※安否確認の為、事前に時間帯を登録します
全体入浴(介助の必要な方)	週2回
風呂掃除(入浴お休み)	木曜日

### ③排泄

排泄の自立を目指す為、身体能力を最大限に活用した援助を行います。

### ④健康管理

医師や看護職員が入所時、年2回の健康診断や月1回血圧・体重測定を行います。爪切り点検を2週間に1回行います。

### ⑤理髪(自己負担になります)

月に1回、理容師の出張による理髪サービス(調髪・顔剃・洗髪)をご利用できます。

### ⑥外出及び外泊

外出しようとするときは、その都度「行先・用件・帰園される時間」を届けて頂き、外出カードを持参して外出して頂きます。

※原則 9:00～17:00 (玄関の鍵の施錠がある為)

(外泊時は外泊申請書の記入が必要で、最長月8日間です)

### ⑦面会

1階事務所受付にて面会名簿にご記入後、フロアの職員にお知らせください。

※原則 9:00～17:00 (玄関の鍵の施錠がある為)

衛生上問題がある食品の持込みはご遠慮下さい。

### ⑧貴重品の管理

- ・年金証書
- ・印鑑(施設指定金融機関で口座を新たに開きます⇒退所まで預かります)

- ・預金通帳（年金振込されているもの⇒指定銀行の通帳へ切り替えます）
- ・障害者手帳（取得されている方）
- ・国民健康保険証
- ・老人医療費受給者証
- ・介護保険証
- ・他書類関係等

※通帳は事務所にて金庫で保管させていただきます。他、事務所の鍵のかかる場所にて保管。入所時に口座を開設する際に新規一時金として数千円程度預かります。

#### 《金銭管理》

【保管管理者】施設長

#### 【出納方法】

- (1) 預金の預入れ及び払い戻しの必要な場合、所定の届出書を保管管理者へ提出。
- (2) 保管管理者は上記の届出に従い、預金の預入れ及び払い戻しをします。
- (3) 保管管理者は入出金の都度、入出金記録を作成し保管します。

※ご自身でおこづかいの管理ができない方は施設で管理しますので申し出て下さい

#### ⑨日常生活

日常生活用品の購入代金等、日常生活に要する費用は自己負担になります。

※トイレットペーパーは1週間に2個まで配布できます。洗身髪用シャンプーを浴室に設置しています。

#### ⑩買物(西神南コープ・アルカ薬局のみ)

- ・単独で買物ができる方は週に1回希望者の送迎を実施。
- 月曜日：10時～11時半頃（祝日はありません）参加は事前に確認します。

- ・単独で買物できない方は週に1回買物代行を行います。

※5種類までで食品・日用品のみ（衛生上問題のある食品は禁止）

事前に買物依頼の受付を実施し、立替にて購入後商品を渡します。（立替分は翌月に口座引落し）

#### ⑪洗濯

居室ベランダか室内に簡易物干しを用意して下さい。洗剤は個人で購入して下さい。

※使用時間の決まりがあります注意して利用して下さい。

乾燥機の使用は出来ませんのでご了承下さい。

#### ⑫清掃・整頓・シーツ交換

居室の清掃・整頓は、随時ご自身ですて頂きます。ご自身で実施できない場合は、職員が2週間に1度実施いたします。汚染した際は随時対応します。

### ⑬通院

併設の診療所以外での受診を希望され、付添いの必要な場合は基本的にはご家族のご協力をお願いします。

### ⑭処遇計画

心身の状況、置かれている環境、ご本人やご家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、処遇計画を作成し、必要な見直しを実施します。

※介護保険の給付対象となるサービスの提供が必要になった場合には、別途「外部サービス利用型指定特定施設入所者生活介護契約書・重要事項説明書」を結んで頂きます

## 7. 入院中の医療提供について

医療を必要とする場合は、下記の協力医療機関において診療入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障・義務づけるものではありません)

医療機関の名称	みどり病院
所在地	兵庫県神戸市西区枝吉1丁目16番地
診療科	内・外・整形

## 8. 年間行事

月日	行事名	
4月	お花見	
5月	母の日お祝い会	
6月	父の日お祝い会	寿司ツアー
7月	七夕	
8月	盆供養	夏祭り
9月	敬老のお祝い	彼岸法要
10月	プチ旅行	
11月	秋祭り	
12月	クリスマス会	
1月	初詣	新年会
2月	節分	
3月	ひな祭り	彼岸法要

随時慰問有・・・保育園・歌・踊り 等

毎月の行事	
誕生者食事会	誕生会
スナックたぬき	バイキング
お好み焼	汁作り
散髪	買物ツアー

### 9. クラブ活動・レクリエーション

シルバー体操(水曜日)	プチシルバー体操(月曜日)
華道(月2回)	絵手紙(月1回)
書道(月1回)	カラオケ
大正琴	

※状況により、内容・実施回数に変更があります

### 10. 苦情・相談受付

#### ①当施設による受付

苦情・相談受付窓口（担当者）：生活相談員・介護支援専門員・主任支援員

#### ②行政機関その他受付機関

国民健康保険団体連合	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話(078)332-5617 FAX (078) 332-5650
西区区役所 あんしんすこやか係	神戸市西区玉津町小山字川端180番地の2 電話(078)929-0000

他、措置福祉事務所へ

### 11. 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設を、本人の過失により壊したり、汚した場合には、自己負担により現状に修復して頂くか、相当の代価をお支払い頂く場合があります。
- ・皆様の安全衛生等の管理上の確認が必要であると認められる場合には、居室内に立ち入る事があります。

### 12. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。但し、その損害の発生について、入居者に故意または過失が認められる、又は置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる事があります。

### 13. 退所について

- ①入居者及びご家族様からの申し出があった時。
  - ②入居者が入院され3か月以内の退院が見込まれない時。
  - ③入居者が特別な医療行為が必要になり、園での生活が難しい状態になった時。  
(例 在宅酸素の利用・人工肛門造設など)
  - ④入居者の状態が著しく悪くなり、園での生活が難しい状態になった時。
  - ⑤入居者が死亡した時。
  - ⑥入居者が無断で外出及び外泊し10日以上帰園されない時は退所とみなし所定の手続きを行います。
- ※入居者が当施設を退所する場合には、措置福祉事務所と相談を行い円満な退所のための援助を行います。

### 14. 留意事項(以下のことは禁止されています)

- ①金品の貸借、物のやり取り
  - ②居室内での飲酒
- ※園での提供は行事、晩酌の希望を受けた方のみ食堂にて提供します。
- ③宗教や習慣の相違等で他人を攻撃したり、自己の為に他者の自由を侵す
  - ④喧嘩や口論、泥酔した状態になり他者に迷惑をかける
  - ⑤指定した場所以外で喫煙する
  - ⑥施設の秩序・風紀を乱し安全衛生を害する
  - ⑦その他、管理規定で定められていることに反する行為
- ※入居者が上記の禁止事項に違反し、施設長の指示指導を遵守しない場合は福祉事務所と協議し退所して頂くことがあります。

### 15. 非常災害対策について

消火設備、非常災害に際して必要な設備を設け、以下の非常災害に対する計画、訓練を行います。

- ・非常災害時対策会議 (月1回)
- ・非常災害訓練 (月1回)
- ・総合避難訓練 (年2回)

### 16. 個人情報の取り扱い

入居者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。

あらかじめ、入居者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

### 【利用目的】

- ① 当施設が提供する介護・医療サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 入退所等の管理
- ④ 会計・経理
- ⑤ 事故・苦情等の報告
- ⑥ 栄養管理
- ⑦ 他の介護事業者等への情報提供
- ⑧ 監査機関への情報提供
- ⑨ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ⑩ 学生等の実習への協力
- ⑪ 事例研究
- ⑫ 当施設の行事風景広報(写真等)

### 17. その他《生活面》

#### 《水道》

井戸水を使用しています。飲用水は給茶機をご利用下さい。

#### 《冷蔵庫》

使用希望の方は「利用規約」をお読みの上、署名・捺印をお願いします。  
使用スペースが限られていますのでご了承下さい。

※使用時間は 6 : 30 ~ 21 : 00

#### 《携帯電話》

使用希望の方は「利用規約」をお読みの上、署名・捺印をお願いします。

#### 《TV》

使用希望の方は「利用規約」をお読みの上、署名・捺印をお願いします。  
地デジ 22 インチまでを許可しています。

#### 《点灯、消灯》

共有部分の点灯は 6 : 30 消灯は 21 : 00 です。

起床の放送が 6 : 30 にあります。

#### 《巡回》

夜間巡回が 23 : 00、2 : 00、5 : 00 です。

#### 《ゴミ回収》

平成 19 年 4 月よりゴミ回収費が有料となり、入所中・退所時の衣類等の破棄についてゴミ回収費をご負担して頂いております。

※通常の家庭ゴミについては随時無料で回収しています



## 18. 身元引受人について

- ①契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、入居者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
- ②身元引受人には、これまで最も身近にいて、お世話をされてきた家族にお引き受けして頂くのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- ③身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、連帯し其の債務の履行義務を負うことになります。また、ご契約者が医療機関に入院する場合や退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、当施設と協力・連携して退所後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。
- ④ご契約者が入所中に死亡した場合においては、ご遺体や物品等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置物をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取って頂きます。これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担頂くことがあります。
- ⑤身元引受人が死亡したり破産宣告をうけた場合には、事業者は、新たな身元引受人を立てて頂くために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。
- ⑥契約終了後の苦情・ご相談には応じかねますのでご了承下さい。

### 同意書

平成 年 月 日

養護老人ホーム 大慈吉祥園の入所に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

養護老人ホーム 大慈吉祥園

説明者職種名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者からの説明を受け養護老人ホーム 大慈吉祥園の入所に同意致しました。

利用者名 \_\_\_\_\_ 印 代筆者 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

住所 神戸市西区榎谷町長谷13-1 \_\_\_\_\_

身元引受人 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

## 別紙 1

### 《費用負担と概要》

施設利用料については、前年度の収入額により費用徴収階層と納付金額が決定されます。扶養義務者にも費用負担が発生する場合があります。詳細は担当の区役所あんしんすこやか係までお問い合わせ下さい。

### 《費用徴収金の支払い》

当月の費用徴収金は翌月に当施設が代行管理するご本人の預金口座より引き落としさせていただきます。

### 《その他の経費》

国民健康保険料、介護保険料、医療費、日用品購入費、嗜好品購入等必要になります。

### 《出張理髪サービス》

カット 1,800 円

### 《コピー、マスク》

10 円

### 《ゴミ回収》

衣類(数量に限らず)	2,000 円
洋服ダンス(90×120 以下)/食器棚	5,000 円
シルバーカー/ファンシーケース	1,500 円
衣装ケース 1 個	500 円